

**スクールソーシャルワーカーの
活用に関するQ&A**





スクールソーシャルワーカーの活用に関するQ & A

Q1 SSW活用のねらいは何ですか

児童生徒の複雑化・多様化した課題に的確に対応するには、地域の力や社会の力を活用し、児童生徒が置かれている環境問題（家庭・友人関係等）へ働きかけながら自己指導能力を育む教育活動を展開していくことが重要です。

これら児童生徒を取り巻く環境の改善を図るため、学校や家庭・地域・関係機関等、それぞれの役割を明確にししながら、組織的に対応していく支援体制をコーディネートしていく必要があります。その役割を担うのがSSWです。チームによる支援体制を確立することで、学校における生徒指導・教育相談体制の一層の充実を図ることをねらいとしています。

Q2 SSWはどんなことをするのですか

SSWは、社会福祉に関する高度な専門的知見を用いて、学校だけでは解決が困難な事例に対して、関係機関等とのネットワークを活用し、学校における生徒指導・教育相談体制の一層の充実を図るため、校長の指導・監督の下、次のような業務を行います。（→2ページ参照）

- ① 関係機関等との連携・調整（コーディネート）
- ② 児童生徒が置かれた環境問題（家庭、友人関係等）への働きかけ
 - ・ 児童生徒の抱える課題の状況把握（アセスメント）
 - ・ 課題解決に向けたプランニング
 - ・ 保護者・学校・関係機関等の連携に向けた連絡・調整（マネジメント）
 - ・ 学校におけるケース会議等への参加による見立て
 - ・ 市町教育委員会が開催する支援会議等への参加

SSWによる支援は、児童生徒を取り巻く環境に働きかけるという姿勢に大きな特徴があります。児童生徒を一方向的に指導するという方法ではなく、児童生徒にかかわるすべての背景や状況を視野に入れて判断し、児童生徒を取り巻く環境の改善をめざします。SSWが答えを出すのではなく、ケース会議等でのアセスメントやプランニングを教職員と共有し、役割分担の下、チームで解決にあたり、困っている当事者や関係者が、自ら対処する能力を高められるよう支援を行います。つまり、児童生徒を「みつめ」、児童生徒と「かかわり」、学校と家庭、関係機関等を「つなぎ」、希望に満ちた未来を「ひらく」ための手伝いを行うこととなります。

Q3 SSWを効果的に活用するための校内体制は？

児童生徒を取り巻く様々な課題に適切に対応するためには、情報連携に基づく行動連携が重要です。そのため、次の3点に特に留意する必要があります。(→3ページ参照)

- ① 教職員の同僚性・協働性を育む意識、雰囲気醸成
- ② 信頼関係に基づいて、児童生徒・保護者に寄り添いながら支援できる教職員の存在
- ③ ケース会議（ミニケース会議・校内ケース会議・連携ケース会議）の開催基準づくり

また、よりよい校内体制を築いていくためには、管理職の理解やコーディネーターとなる教職員の存在が不可欠です。

管理職やコーディネーターは、校内でSSWの役割を周知したり、連携が図れるようサポートしたりして、必要に応じてケース会議が開催できるように校内体制を整えておくことが求められます。

Q4 ケース会議はどんなときに開催すればよいでしょうか

児童生徒や学校の状況により「この時に」「この場面で」と限定することはできませんが、関係教職員が「開催すべきだ」あるいは「どうかかわっていかかわからない」と感じた時が開催のタイミングです。

ケース会議では、参加者が意見を出し合うことで、児童生徒の行動の背景を理解し、教育的ニーズに適した支援の方向性や具体的な支援を考え出すことができます。また、参加者の意識が変わり新たな気付きにつながるなど、共通理解が進むという成果も期待できますので、「今」と感じた時が、ケース会議を開催するタイミングと言えます。また、「〇日連続で欠席」「暴力行為が累計〇回」等、開催基準を設けておくと、担任等の抱え込みによる事案の深刻化・重篤化等を防ぐことができます。

Q5 ケース会議はどのように進めればよいでしょうか

ケース会議は、その目的によって、会議の進め方やそれまでの準備、構成メンバー等が異なってきますが、大まかには次のような流れで行われていきます。(→5ページ参照)

- ①事例の提示→②質疑→③問題の洗い出し→④問題の検討→
- ⑤問題の緊急性の決定→⑥社会資源の確認→⑦支援方針・計画の決定→
- ⑧役割分担の確認→⑨具体的な行動計画の確認→⑩総括

さらに、次の内容に留意することで充実したケース会議が展開されます。

- (1) 会議の目的と到達目標が参加者全員に周知・共有化されているか。
- (2) 事例提供者のニーズをうまく引き出すことができているか。
- (3) 情報が参加者に分かりやすい形で提示されているか。
- (4) 特定の立場、特定の人物からの発言が集中していないか。
- (5) 活動の評価指標及び今後の支援設定がなされているか。

また、多忙な毎日を過ごしている教職員にとって、短時間で、児童生徒理解が深まる会議が望まれることから、会議の始めに「終了時間」を確認した上で、取り組むことも大切です。

ケース会議は、形態や形式が大事なのではなく、関係者が柔軟に、そして積極的に開催し、継続していくことが大切です。

Q6 ケース会議にはどのような人を呼べばよいのでしょうか、また連絡方法は？

児童生徒、又はその家庭が関係している、あるいは関係をもっていくことが必要と思われる関係機関等の担当者に出席を要請します。関係機関等との連携で援助対象者にチームとしてアプローチしていくことが重要です。関係機関等の例を以下に記します。

- ・ 児童相談所
- ・ 市町福祉部局（※各市町によって名称は異なります）
 - 〔 児童（こども）家庭課
 - 障害福祉課（障害担当職員・保健師）
 - 社会福祉課（社会福祉事務所・生活保護のケースワーカー）
- ・ 市町保健センター（母子・高齢者）
- ・ 民生・児童委員、保護司、人権擁護委員
- ・ S S W
- ・ S C
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 障害者相談支援事業機関
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 医療機関 等

場合によっては、保護者や本人、又はPTA会長などの参加を検討することもあります。「どの機関を」「どのタイミング」で呼ぶのかS S Wが相談に乗ることもできます。

連絡方法は、市町教育委員会に相談します。市町教育委員会と連携して進めていきましょう。

Q7 S S WとS Cのちがいは（役割・資格・対象事例（生徒）等）？

S C（臨床心理士）は「こころの専門家」です。S Cが心理学を基盤とし「こころを自分で立て直し、整理するのを手伝う」のに対し、S S W（社会福祉士・精神保健福祉士）は「ネットワークの専門家」と言えます。

社会福祉学を基盤に個人と環境（人、家庭、学校、制度など）の「不適合が起こっている関係性」に介入していきます。

具体的には以下のように対比できます。

- ・ S Cが「個人の内面の葛藤」に焦点を当てるのに対し、S S Wは「個人と環境の不適合」に焦点を当てます。
- ・ S Cが「個人の変容」をめざすのに対し、S S Wは「生活の質の向上」をめざします。
- ・ S Cが「治療者」という役割であるのに対し、S S Wは「パートナー」という役割・立場でかかわります。
- ・ S Cが「助言・治療」するのに対し、S S Wは「助言・関係調整・仲介・代弁」という機能を果たします。
- ・ S Cが「心理療法（多数あります）」を用いるのに対し、S S Wは「ソーシャルワーク技法」を用いて援助を行います。

これらのちがいは、どちらが良い、悪いというものではありません。重複している点もあります。S C、S S W、教職員がそれぞれの専門的側面や重複している側面について、互いに認識し、理解し合ってこそ協働的・補完的に児童生徒にかかわることができます。

Q8 SSWとSCとの連携はどのように進めればよいのでしょうか

日頃から、情報を集約しておくことが、連携の第一歩です。多面的な支援を行っていくために、現在の児童生徒の状況・支援内容等をコーディネーターとなる教職員を介して専門家同士で情報を共有することが重要です。これにより、互いに役割を明確にした支援が可能となります。

Q9 SSWを学校に呼ぶにはどうしたらよいですか、自由に呼べますか ケース会議以外でSSWを活用することができますか

ケース会議や児童生徒の支援等でSSWの派遣を要請する場合、次の二つの方法があります。

- ① 子どもと親のサポートセンターに相談
- ② 市町教育委員会に相談

生徒指導上の諸課題については、状況が深刻化する前の早期対応が重要であり、「今、必要だ」と感じたときは、管理職を通じて、派遣を依頼してください。

Q10 人材バンクにはSSWとSCがそれぞれ登録されていますが、事案によってどちらを呼べばよいのでしょうか、又は両方呼べますか

児童生徒の状態に応じた支援を検討していくことが重要です。その際、関係者で支援の方向性を確認するケース会議を早期に開催し、示された支援目標に則った役割分担に応じて、具体的な支援を進めていくことが重要です。

ケース会議はチーム対応を基本としていますので、環境調整の専門家としてのSSW、心の専門家としてのSCの出席により、専門的見地から具体的な支援を構築していくこととなります。その後の支援については、SSWとSCのちがいを(Q7)を踏まえ、必要に応じて市町教育委員会と連携しながら、専門家による支援を継続していくこととなります。

